

第八期練馬区健康推進協議会（第2回）会議要旨

- 1 開催日時
平成25年3月22日（金）午後3時00分～午後4時25分
- 2 開催場所
練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
会長
 高久史磨委員
副会長
 向山巖委員
委員
 長谷川泰彦委員、齊藤久子委員、岩橋栄子委員、小山毅委員、
 豊田英紀委員、藤井たかし委員、上野ひろみ委員、柳沢よしみ委員、
 橋本けいこ委員、とや英津子委員、しもだ玲委員、白戸千昭委員、
 関東英雄委員、湯上俊之委員、植村光雄委員、酒井道子委員、
 増田時枝委員、森山瑞江委員、井戸公近委員、北口松雄委員
 （欠席委員は3名）
区理事者
 健康福祉事業本部長、福祉部長、健康部長、練馬区保健所長、
 経営課長、健康推進課長、地域医療課長、地域医療企画調整課長、
 生活衛生課長、保健予防課長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、
 石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長
- 4 公開の可否
公開
- 5 傍聴者数
0名
- 6 配布資料
【資料1】練馬区地域医療計画の策定について
【資料2、2-1～2】災害対策について
【資料3】平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画について

- 【資料4】禁煙支援薬局事業について
- 【資料5】飼い主のいない猫対策事業の状況について
- 【資料6】平成25年度予防接種事業の変更点について
- 【資料7】練馬区新型インフルエンザ等医療対策連絡会について
- 【資料8】先天性風しん症候群対策事業の実施について
- 【別添】食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓」

会長

ただいまから、第2回練馬区健康推進協議会を開会します。
最初に、事務局より本日の会議進行について連絡があります。

健康推進課長

本日の出席状況について報告いたします。仲條委員、依田委員、宮本委員から欠席のご連絡をいただいています。

連絡は3点ございます。お手元の次第をご覧ください。

まず1点目は、議題進行の順番の変更についてです。本日、区管理職の異動内示が、この時間に行われています。議題を説明する職員の中に異動者がいることから、議題の順番が前後いたしますことをご了承願います。

2点目は、議題の追加です。お手元の資料の最後に【資料8 先天性風疹症候群対象事業の実施について】を添付しています。次第の「(7)練馬区新型インフルエンザ等医療対策連絡会について」のあとに追加報告いたします。

3点目は、資料の変更です。資料2についてです。先般送付いたしました資料には、枝番号資料2-1、2-2、2-3がありましたが、本日本配布の2-1、2-2が正しいものとなります。お差し替えをお願いいたします。

連絡は以上です。

会長

それでは、本日の議題に入ります。

(1)練馬区地域医療計画の策定について。資料の説明を、お願いします。

地域医療企画調整課長

<資料説明>

【資料1】

会長

ありがとうございました。ご質問・ご意見はありませんか。

委員

計画の進捗について、検討の場として、健康推進協議会を考えているとの説明がありましたが、それは決定していることですか。また、決定しているのであれば、計画についての進捗状況が、今後本協議会の議題としてあげられると考えてよいのでしょうか。

地域医療企画調整課長

進捗状況の報告については、現時点では正式な提案ではなく、そうした方向で検討しているということです。今後、この協議会で検討することになる際には、改めて提案させていただきます。区民のみなさまのご意見を反映させつつ、進行管理をしていくにはどのような手法があるかについて検討していますが、この健康推進協議会にて報告させていただくことも、その方法のひとつと考えています。

会長

他にご意見ございますか。では、その方向で進めてください。

次の議題です。(2)をとばして(3)平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画について。資料の説明をお願いします。

生活衛生課長

< 資料説明 >

【資料3】、【別紙】

会長

ただいまの説明について、ご質問・ご意見はありませんか。

カンピロバクター、腸管出血性大腸菌による食中毒は、実際に多発しているのですか。

生活衛生課長

平成24年度には、食中毒と断定した事例が3件ありましたが、そのうち2件がカンピロバクターによるものでした。

会長

次の議題です。

戻りまして(2)災害対策について。ここでは2つの内容がありますので、それぞれの説明を聞いたうえで、質疑はまとめて行います。それでは説明お願いします。

地域医療課長

<資料説明>

【資料2】、【資料2 - 1】

栄養指導担当係長

<資料説明>

【資料2】、【資料2 - 2】

会長

災害時医療救護体制の確立、災害時における栄養・食生活支援の2点について説明いただきました。ご質問・ご意見がありますか。

委員

資料2 - 1について2点質問します。ひとつめは、図では負傷の程度によって負傷者を振り分けるトリアージが行われることになっていますが、避難拠点にそれを行える要員はいることになるのでしょうか。ふたつめは、医療救護所についてです。区内医療救護所は10か所設置とされています。今回、新たな被害想定に基づき地域防災計画が改定されたとのことですが、医療救護所10か所は十分な数なのでしょうか。

地域医療課長

トリアージは医療救護所等で行われます。医療救護所では、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区柔道接骨師会の先生方、区要員、地域住民の方々と一緒にトリアージを行うことになっており、そのための訓練も実施しているところです。しかし、すべての避難拠点でのトリアージ実施となると実現できていない状況であり、医療救護所を中心に行っています。

医療救護所の数についてですが、現在、区内には小中学校99か所の避難拠点があります。そのすべてに医師等を派遣することは、交代要員を考慮する必要もあり、人的資源的に困難な状況にあります。

こうした状況を考慮し、医療救護所派遣の当番にあたらぬ医師の診療所が開院可能な場合には診療する体制を整え、より身近な場所での負傷者の手当てを可能としています。

地域医療課長

被害想定に関して追加でご報告いたします。今年度、東京都は被害想定を見直しました。それを受け、練馬区地域防災計画もその想定に沿った見直しとともに、先にご説明いたしました地域医療計画各論 75 ページにも掲載されています。ご参照いただければと存じます。

委員

資料 2 と 2 - 1 について質問します。医師会等からの要員派遣について、これまでは震度 5 弱の地震が発生した場合に、区からの要請を受けて派遣されることになっていたものが、今後は震度 6 以上の場合には、関係機関が自動参集するようになるということですが、見直し前後でどのような点が変わるのでしょうか。

地域医療課長

以前は「震度 5 弱以上で区より派遣を依頼する。」とだけの記載でした。自動参集については、状況を見て、被災の程度が大きい場合には各師会の判断で参集するとしていました。しかし、東日本大震災の際には、参集の判断が各師会により異なるという状況が生じました。区内の震度は 5 強でしたが、当時の区内の被害状況は甚大ではなかったことから、震度 6 弱以上で自動的に参集する必要があるという趣旨で見直したものです。

委員

実際に発災した場合には、こうした計画にそって行動されることになりませんが、訓練等について検討していますか。

地域医療課長

訓練は、何度も重ねています。また、派遣される医師等については、毎年、各医療救護所ごとに各師会に決めていただいております。災害時には参集する態勢となっています。さらに、年 1 回、医療救護所に集まり発災時に備えた訓練を実施しているところです。

会長

次の議題です。

(4) 禁煙支援薬局事業について。資料の説明をお願いします。

保健指導係長
<資料説明>
【資料4】

会長
ありがとうございました。ご質問・ご意見はありませんか。

委員
参加者の6か月後の完全禁煙達成率34.9%ということですが、これは高い成果なのでしょうか。目標値の設定について教えてください。

会長
何名参加したのですか。

保健指導係長
約100名です。

健康推進課長
特に目標値は設定していません。喫煙者はたばこをなかなかやめられないと言われていました。禁煙達成率34.9%は高い成果と考えています。

会長
たばこの中毒については、人によってはコカインによる中毒よりもっと中毒性が強いと言われていました。禁煙は非常に難しいことと言われていましたので、医学的知見はともかく、禁煙達成率34.9%というのはかなり高い成果と言えると思います。

委員
区として、職員に対する禁煙促進事業は行っていますか。

健康推進課長
職員に対する禁煙啓発については、毎年5月31日の世界禁煙デーに合わせ、各所管にたばこの害について周知をしています。また、職員健康診断の中でも、個別に指導等を行っています。

会長

次の議題です。

(5) 飼い主のいない猫対策事業の状況について。

資料の説明をお願いします。

生活衛生課長

< 資料説明 >

【資料5】

会長

ありがとうございました。ご質問・ご意見はありませんか。

委員

ボランティアメンバーの人的経済的負担が大きすぎるという声が届いています。たとえば、費用助成額が一定であるのに獣医院によって手術費用が異なるので経費負担が異なるとか、手術実績は上がっているものの、もともと飼い主の責任でもある事案であり、去勢赴任手術に対する啓発が不十分ではないかなどです。こうした点について、区は把握していますか。

生活衛生課長

ご指摘の点は、認識しています。動物病院の診療は人間でいうところの自由診療となっており、医院ごとに診療費が異なると聞いています。区として費用助成を手厚くすることは困難ですが、地域で活動する際の経費負担を軽減する方法のひとつとして、住民カンパなど寄付をつのる方法をとっている地域もあります。こうした情報提供を行うことで側面的に支援を行っています。また、飼い主や、無責任なエサやりをしている人たちへの意識啓発についてですが、区報、ホームページで周知に加え、動物愛護週間にはポスター掲示なども行い啓発に取り組んでいるところです。

委員

区が行う支援の項に、「練馬区獣医師会所属病院で去勢不妊手術を実施する場合」との記載がありますが、獣医師会所属病院での費用は一律でしょうか。

生活衛生課長

基本的に自由診療であることから費用は異なります。費用を確認したうえでご利用いただくよう、また、飼い主のいない猫に去勢不妊手術を施すことを好まない獣医師もおられることから、確認をした上で受診するよう案内していま

す。

委員

獣医師会という組織もあることですから、施術後には抜糸や薬も必要となると聞いていますので、料金、紹介制度なども含め、一律な仕組みで実施できるよう要望します。

会長

次の議題に移ります。(6)平成25年度予防接種事業の変更点について。資料の説明をお願いします。

保健予防課長

<資料説明>

【資料6】

会長

ありがとうございました。この問題についてご質問・ご意見はありませんか。
(質疑なし)

会長

次の議題です。(7)練馬区新型インフルエンザ等医療対策連絡会について。資料の説明をお願いします。

保健予防課長

<資料説明>

【資料7】

会長

ありがとうございました。ご質問・ご意見はありませんか。

新型インフルエンザと、通常の季節性インフルエンザの判断はどこで行うのですか。この医療対策連絡会で判断するのでしょうか。

保健予防課長

新型インフルエンザ等感染症は、感染症法に規定されている二類感染症にあたります。いわゆる季節性インフルエンザは、五類感染症の定点報告疾患です。新型インフルエンザ等感染症については、特別措置法により規定され、国がこ

れを判断することとなっています。

会長

次の議題です。(8)先天性風疹症候群対象事業の実施について。資料の説明をお願いします。

保健予防課長

<資料説明>

【資料8】

会長

ありがとうございました。ご質問・ご意見はありませんか。
十分な対策を進めていただきたいと思います。

(質疑なし)

会長

議題は以上となります。その他、なにかありますか。

健康推進課長

事務局から1点、ご報告があります。

資料の一番下に緑色の冊子、食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓」を配布しています。これは、戦後60余年にわたる食事の変化を図表にまとめ、また、練馬大根などを使った地元の料理も紹介しているものです。本物の味の大切さ、自分で作って食べることの大切さなど、これからの食生活を考えるきっかけとなるよう作成したものです。ぜひ、食育推進のご参考にしていただければと思います。

なお、この冊子は好評をいただいております、新聞記事にも取り上げていただきました。当初20000部を印刷しましたが、5000部増刷する予定となっています。

会長

次回の開催予定について連絡はありますか。

健康推進課長

次回、第3回会議は平成25年9月頃を予定しています。開催日時については、改めてご連絡させていただきます。

会長

ありがとうございました。以上をもちまして第2回練馬区健康推進協議会を閉会します。

< 閉会 >